

EVO FUND との柔軟な契約内容についてのご説明

2020年12月23日

株式会社セキドは、2020年5月27日付の取締役会決議において、EVO FUNDを割当先とする第4回乃至第6回新株予約権（総称して「本新株予約権」といいます。）の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件とした本新株予約権の第三者割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を割当先との間で締結することを決議し、2020年6月12日付で本割当契約を締結し、本新株予約権を発行しました。

発行後、およそ半年経過しましたが、この間、既存株主様・投資家の皆様から本割当契約につき、ご心配、ご懸念等の様々なご質問を受けております。ここで簡単にその質問につきましてご説明申し上げます。

時価総額の推移について

リリースを配信した2020年5月27日の時価総額は879,138,708円でした。その後、主力事業の業績が安定しコスメティック事業が伸長するなど、2020年12月21日時点での時価総額は2,859,777,760円となり、時価総額は3.25倍になりました。

契約内容について

EVO FUND との契約内容について、ポイントとなるのは経営の自由度を損なうことなく事業に取り組めること（割当先の保有方針は純投資）、及び当社がキャンセル権をもつこと（第4回新株予約権については、EVO FUND との合意によりキャンセルが可能であり、第5回及び第6回新株予約権については当社の裁量でキャンセルが可能）にあります。

特に前者によって、当社は迅速かつ柔軟に事業に取り組むことができいております。今年はコロナ禍の中で不安定な材料がありましたが、非常事態宣言解除後の催事再開等によっていち早く主力事業の既存店売上を前年比100%超に返し、コスメティック事業の伸長ならびに合弁会社を設立することができました。本スキームについてご懸念の点にお答えすると、EVO FUND は長期保有を前提に経営に参画することを目標としておらず、新株予約権の行使により取得した株式を適時に売却することで利益を確保する、所謂、純投資を保有方針としております。

ご質問、ご意見など頂戴できるようでしたら下記までお願いします。

この件に関するお問い合わせ先

<http://www.sekido.com/contact>